

## 平成27年度第2回島原市入札監視委員会議事概要

開催日時	平成28年2月23日（火）午後2時～午後4時25分
場 所	島原市役所大会議室
委 員	八幡 秀昭 委員長（公認会計士・税理士） 吉田 省三 委員（長崎大学 経済学部教授） 古瀬 寛二 委員（商工会議所副会頭） 中村 聖三 委員（長崎大学大学院 工学研究科教授） 加藤 剛 委員（弁護士）…欠席 《敬称略》
市関係出席者	柴崎副市長、本多総務部長 《事務局》大場契約管財課長、荒木班長、荒木主査 《工事主管部署》 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 水道課…高原課長、坂田班長、平尾主査</li> <li>▶ 教育総務課…森本課長、山口主査、竹中主査</li> <li>▶ 都市整備課…松尾課長、松村係長、吉岡技師、吉田技師</li> <li>▶ しまばら観光おもてなし課…浅田課長、内藤班長、濱部主査</li> </ul>
報告事項	入札及び契約手続きの運用状況等について
抽出事案審議	平成27年度上半期発注工事の審議について
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年9月30日
抽出事案	9件（制限付き一般競争入札 2件、指名競争入札 7件） ※各委員から2件以内で抽出（重複1件あり）
委員からの意見・質問とその回答等	別紙のとおり
委員会意見の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 諸経費が極端に高いのが気になる。業者に理由を聞き取りすることはできないか。</li> <li>▶ 低く入れたところが失格になって、高い落札額になる場合があり、ランダムの問題もあると思うが、何か工夫はできないか。また、工事によって予定価格付近に張り付いたり、最低制限価格に張り付いたりする場合があります、工種で何か傾向がありそうな気がするが、理由が分析できるとよい。</li> <li>▶ 地域要件は見直した方がよくはないか。</li> </ul>

別紙

意見・質問	回 答
(1) 報告事項 入札及び契約手続きの運用状況等について	
意見・質問なし。	
(2) 抽出事案審議 平成27年度上半期発注工事の審議について	
審議1 油堀浄水場新設工事《制限付き一般競争入札》	
共同企業体取扱要領では、土木工事・建築工事は5億円以上の工事が対象となるようだが、この工事を共同企業体とした経緯は。	原則5億円以上としているが、数年前から工事が減ってきて、1億円以上の工事については、共同企業体を考慮して発注している。
数年前とは、どのくらい前か。	平成21年度と同様の工事から、共同企業体で実施している。
全者が最低制限価格付近の応札で、ランダム係数の出方次第では、失格者が減るという説明であったが、ランダム係数が高く出たということか。	ランダム係数は0.995～1.005の間で変化し、事前ランダムと公開ランダムの2回の積となるので、0.990025～1.010025の間となる。今回のランダム係数の積は、1.001667で、1以上であり高い方の数値となる。
ランダムが入札結果に影響を与えたが、入札は適正に行われたということか。	ランダムを用いることで、予定価格、最低制限価格が漏れないようになり、入札は適正に行われる。今回はランダムを低めに予想され、失格者が5者出たが、ランダムの出方次第では他者の落札となる場合もある。
ランダム係数の出方で落札額が高くなる場合もあるので、ランダム自体の影響を考えながら、今後も運営していただきたい。	ランダムの設定幅はそんなに大きくないので、適正な範囲ではないかと考えている。
工事概要で土木工事の方にも何とか室とあるが、建屋を作るのか。建築工事の電気室・薬注室との仕分けがあるのか。建築確認が必要かどうかなのか。	土木の物は2m×1m程度のコンクリート構造物であり、建築の物はこの浄水場の管理棟で約70㎡ある。

別紙

意見・質問	回答
人がいる居室がないようなものが土木なのか。	そうなる。
共同企業体としたのは、なぜか。市内業者同士の共同企業体なのか。	1億円以上の工事ということで、市内に本店又は支店等を有する業者の共同企業体とした。
共同企業体とするのは、県内企業からの技術移転等を図ることが目的だったと思うが島原市の場合は、そうではないのか。	規模の大きい工事について、多くの業者にとってもらおうということで、共同企業体とした。
工事を土木と建築に分けなかったのか。	限られた場内で、効率的に工事を行うことができ、工期の短縮を図るために同一工事とした。
経済情勢の変化もあり、共同企業体取扱要領の当初の目的からかなり変わってきているように思う。	
<b>審議 2 三会中学校（教室棟 2）屋上防水改修工事《指名競争入札》</b>	
設計額はどのように決めているのか。	長崎県公共建築工事積算基準に基づき、設計している。
大部分が公表されている単価で出てくるのか、見積り部分は多いのか。	積算基準による算出である。
公表されている単価を使えば、だいたい予定価格になるのではないか。なぜ、こんなに高くなるのか。公開されている単価と実勢価格が離れているということか。設計額が低すぎないか。	直接工事費は平均で設計額の90%程度であり、諸経費を大きく見積もったため、予定価格を上回っている。
各者予定価格を上回る見積りが出て、1者だけが予定価格内で、しかも予定価格に近いというのは不自然と見られないこともない。	見積り部分はなく、積算基準によるもので、1者以外は予定価格を上回る見積りとなっている。

別紙

意見・質問	回答
<p>全者が見積額のほぼ100%で応札しているが、落札する気があって損をしないのであれば、100%で応札することはなく、最低制限価格付近の90%程度の額を入れるだろうし、この工事に旨味がないということか。予定価格が実勢価格より低いのか、または、落札業者に取らせるために他がわざと高く応札したとも見られる。</p>	
<p>予定価格より高く入れたところに、事情聴取とかしていないのか。</p>	<p>していない。</p>
<p>諸経費の率も決まっているのか。</p>	<p>工事費に対する率で決まっている。</p>
<p>公表されている諸経費率は低すぎるということか。</p>	<p>積算基準に基づいて算定しているので、諸経費が200%を超える業者があるというのは、原因は考えていかなければならないと思う。</p>
<p><b>審議3 第一中学校放送設備改修工事《指名競争入札》</b></p>	
<p>ほとんどが放送設備の価格で、物を買って設置するのに、なぜこれだけ諸経費が高くなっているのか。人をたくさん雇って仕事をするのなら諸経費が高くなることも考えられるが、意図的に諸経費を高く見積もっているとも見える。 直接工事費で物が高くでしか仕入れられなくて高くなるのならまだわかるが、直接工事費は平均で100%程度の見積である。</p>	<p>工事は、放送設備の取替工事となる。学校の工事は、生徒がいない夏休みの期間に集中することとなり、諸経費が高くなることも考えられる。</p>
<p>こういう工事でも諸経費の割合は同じか。</p>	<p>同じである。</p>

別紙

意見・質問	回 答
<p>人を使って合理的にやって利益を出すか、大部分が購入品になってしまうと、利益を出すところがない。直接工事費と諸経費の率が同じなら、物で利益が出ないのなら、諸経費を高くすることになる。</p>	
<p>入札が終わったら、予定価格、設計額は公表するのか。</p>	<p>予定価格と最低制限価格は公表するが、設計額は公表していない。</p>
<p>諸経費を設計額の300%以上で見積もるのは、落札したくないということか。</p>	<p>分からない。</p>
<p>直接工事費の中で物の価格が占める割合はどのくらいか。</p>	<p>7割程度である。</p>
<p>受注者側からすると、工夫して利益が出せる仕事と、工夫のしようがない仕事があり、規模が大きな仕事で比較的大きな諸経費があれば、取りに行くだろうが、これくらいの仕事だと、他に忙しければあえて取りに行かないかもしれない。</p>	
<p>事案によっては、直接工事費の内訳も分かると、もう少し議論ができる。</p>	<p>入札時に提出されている工事費内訳書では、詳細まで求めている。必要であれば、別途業者から出してもらうことになる。</p>
<p><b>審議 4 湯江小学校普通教室背面柵改修工事《指名競争入札》</b></p>	
<p>3者の指名となっているが、指名されている業者は他にどこが指名されているのかわからないのか。こういう種類の仕事は、こういう業者が指名されると、わかることはないのか。</p>	<p>公表していない。</p>
<p>指名理由で、地域要件の施工地区とはどういうものか。</p>	<p>湯江小学校の校区内の業者を指名している。</p>

別紙

意見・質問	回 答
<p>そういう指名の仕方ができることになっているのか。</p>	<p>130万円未満の工事は3者をめどに指名することとなっており、地元の地域を考慮して校区内に本店を有する3者を指名した。</p>
<p>地域要件でも市内とか市外とかはわかるけれども、市内の特定の地域で指名することができる根拠があるのか。</p>	<p>業者指名の取扱の内規により、指名しているところである。</p>
<p>その取扱を業者は知らないのか。</p>	<p>公表していない。</p>
<p>地域を狭くするほど、対象業者は少なくなり、この取扱をわかっていれば、地域で顔見知りだろうから、そこで調整しようと思えばできないことはない気がする。そういうふうに見られるのは、よろしくない。いらぬ疑いがかかる。</p>	
<p>地区はいくつあるのか。</p>	<p>小学校区では有明地区を大三東と湯江として8地区ある。</p>
<p>他市でも合併直後は、元の市町村を考慮して、発注していたということもあったようだが、最近はそれもなくなっている。逆行していないか。</p>	<p>26年にこれまでの取り扱いを確認して方向性を出した。</p>
<p><b>審議 5 梅園団地集会場屋根補修工事《指名競争入札》</b></p>	
<p>この屋根工事は積算が難しいのか。</p>	<p>切妻屋根なので、比較的積算はしやすいと思う。</p>
<p>落札者の諸経費が極端に低く、ここでまとめて引いているのかもしれないが、全体的に高い応札は気になる。</p>	
<p>落札者に取らせる合意があるのか、談合だと落札額のちょっと上に入れるとか、もう少しうまくやるとは思うが、かなり高く入れている。あるいは設計額に対して抗議をしているのかもしれない。</p>	

別紙

意見・質問	回 答
忙しい時期の仕事ということはないか。	工期の設定がやや短く、既存建物の改修工事なので、やりにくい面はあると思う。
この工事を請けても旨味がなく、他に意欲的な工事があるとかであれば、入札には参加するが取る気はないということもあるかもしれない。	
指名競争入札の場合、あまり辞退はないのか。	工事の場合は、あまり辞退はない。本当に忙しい時期、年度末とかに技術者がいない等で、辞退が出ることはある。
高い応札が辞退ということか。	そうとも言えないと思う。
高く入れて取れば、めっけもんだし、それにしても予定価格より下で入れないといけない。それより高いということは、ねらいとしては取る気がないか、疑えば、あるところにとらせるのにわざわざ高く入れているという見方もできる。	
直接工事費が高く出ている業者が多いので、積算に使っている単価が、実勢と合っていないで、これくらいないと仕事ができないということも考えられる。	積算は刊行物（物価版）の単価が8割で、あとの2割が県の単価を採用している。諸経費に関しても県の積算基準に準じて算定しており、これは公表している。
諸経費の県基準は、業者は情報として得られるのか。	公表されているものである。
直接工事費も諸経費も公表されているのであれば、これを踏まえてなお高い諸経費を出してくるのは不自然である。	発注時期が梅雨の時期に掛かり、天候に左右され、足場等の仮設費を通常よりも多く見積もったり、改修工事ということで屋根の下地材とかの劣化が見た目以上にひどいのではと予想して見積もったのではないかと考えられる。
発注時期の問題があるとすれば、適切な時期に出せなかったのか。	7月末までの工期で、梅雨シーズン前に工事を進めることで発注している。

別紙

意見・質問	回 答
見えていないところの状況が分からなくてコストが上がるのであれば、もともと設計と違うのだから、設計変更をするのではないか。	適切なものであれば、設計を変更するようにしている。
もともと旨味のない工事だったのか。	古い建物の改修工事ということで、事業費もそんなに大きくなく、あまり利益の上がらない工事だとは思う。
<b>審議 6 宮の町住宅浄化槽取替工事《指名競争入札》</b>	
これだけ低いところで応札できるということは、設計額、予定価格が高くないのか。	設計は県独自の単価を採用しており、それが無いものについては、3者から見積を徴取してその最低額を採用している。
見積部分はどのくらいの割合か。	製品である浄化槽の部分で、6割程度になる。
3者見積を取るときの相手先はどうやって選んでいるのか。	県内に事業所のある主要な浄化槽メーカーから徴取している。
メーカーが出す見積は正規価格で、業者はもっと安く仕入れることができると思う。また、入札結果をみると、安く応札した者は失格となり、一番高く応札した者が落札しており、もっと安くできる業者がたくさんいるのに、何か改善できることはないものかと思う。	
諸経費も低く見積もっているので、これでも利益は出るということだろうから、積算の段階でこれも随分実態とずれていると思う。	
県単価は年に1回ぐらいの見直しか。	年に4回、見直されている。
県の単価、メーカーの見積価格と、実勢価格を比較して考慮、工夫してできるだけ高い落札とならないような進め方を今後やってもらいたい。	見積金額が大多数を占める浄化槽工事だったので、今後は例えば可能な限り見積を5者にするとか、その中で流通価格も考えながら、実勢価格に近づけるようよう考えていく。

別紙

意見・質問	回答
<p><b>審議7 国道251号熱源送湯管布設及び温泉配湯管布設替工事(北ルート2・3工区) 《制限付き一般競争入札》</b></p>	
<p>予定価格と最低制限価格の差は約1割と決まっているのか。</p>	<p>最低制限価格の取り扱いという内規で、通常の工事であれば、設計価格の90%にランダム係数を乗じて、最低制限価格を決めている。</p>
<p>これは島原市で決めたものか。大体どこも同じものか。</p>	<p>県の取り扱いを参考に決めている。</p>
<p>直接工事費で5者が設計額に対してほぼ100%の見積もりをして、うち1者だけが諸経費を安くして落札している。あとの1者は、直接工事費が高い分、諸経費を抑えてほぼ設計額の見積もりをしており、巧妙とも言え、落札率も約95%と高めで不自然ともとれる。</p>	<p>土木工事の設計に関しては、歩掛り・単価が公表されており、計算ソフトを使えばほぼ100%の積算能力がある。</p>
<p>落札する気があるのなら、積算額の90%前後で応札すると思うが、それが1者もないということは、この時期だと利益がないのか。</p>	<p>前年度から温泉管工事を実施しているが、温泉管の材料費は単価がなく、市内の管材店3者から見積を徴取しているが、メーカー価格から全く落ちない状況で、材料からの利益はほとんどない。</p>
<p>この工事で材料費がそんなに大きいのか。</p>	<p>直接工事費の半分以上は材料費となると思う。材料費で利益が出ないので、工事費内訳書どおりに入札しており、諸経費で利益を確保していると考えている。</p>
<p><b>審議8 島原市温泉給湯事業加温設備更新工事(改修機械設備工事)《指名競争入札》</b></p>	
<p>予定価格付近での応札となっている。1000万円以上で、失格者がいないという工事がこの工事を含めて4件あるが、全て観光おもてなし課の工事。見積額が最低制限価格に近付かないという理由は。</p>	<p>前年度から温泉工事をしており、その残った部分を今年度行っている。今回の落札者は前年度も工事をした者で、施工手順等の工事内容の理解度について、他の業者よりは有利であったと思う。また、建築の諸経費を使っており、補助事業がらみで、工期を10月中旬までとしたが、他の業者から見ると、この工事内容でこの工期では一から勉強してやれるのかなということはあると思う。</p>

別紙

意見・質問	回 答
温泉関係の同種の工事に対して全く同じ指名のパターンを繰り返しているが、入れ替えるとかした方がよくはないか。	市内本社の管工事Aランクの業者は10者しかなく、その条件で選定しているため、10者を全て指名している。
指名業者が毎回同じというのは、いかななものか。	2カ年の補助事業を一気にやらなければならなかったので、業者が少ない中での指名となった。
指名は3者以上あればいいのでは。	市の基準では、設計額が1000万円以上の場合、10者がめどとなる。
<b>審議9 外港・大手広場線熱源送湯管布設及び温泉配湯管布設替工事 (北ルート11工区) 《指名競争入札》</b>	
積極的に取りにきた6者が失格となって、高く応札した者がたまたま落札している。	ランダムをやると、こういうケースなることがある。
県はランダムの幅を狭くして、そのようなことになる可能性を低くしようと計画したことがある。	
《審議案件に関する委員会の所見》	
今回の審議案件については、入札・契約過程に問題は認められず、適正に処理されていた。	